



# みなみ

3

2015 March  
No.108



薬王寺前のにぎわい  
「初会市」

## 主な内容

- 第18回徳島県知事選挙及び徳島県議会議員選挙 … P2
- 税務課からのお知らせ、美波町特別支援連携協議会について … P3
- 国民健康保険税の特別徴収(年金控除)について … P4
- 第7回美波町スポーツ少年団駅伝大会 … P8
- 各お知らせ … P8

広報みなみ HP

# 第18回統一地方選挙 徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙

## 投票日は**4月12日(日)**

### 告示日

県知事 : 3月26日(木)

県議会議員 : 4月 3日(金)

### 期日前投票

選挙の当日、正当な事由により投票に行けない方は、期日前投票ができます。

日程：県知事 3月27日(金)～4月11日(土)

県議会議員 4月 4日(土)～4月11日(土) 「※告示日の次の日～選挙当日の前日」

時間：午前8時30分～午後8時

場所：美波町役場 2階応接室 (日和佐地域に住所を有する方のみ)

美波町由岐支所 1階会議室 (由岐地域に住所を有する方のみ)

(注) 期日前投票は、住所がある地域を区分して行います。



### 不在者投票

県選管が指定する病院、老人ホーム等に入院又は入所している方で、選挙の当日投票所に行けない方は、前日までにその施設にて投票することができます。早めに施設の管理者へ申し出てください。

その他の不在者投票制度については、選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 投票日

日時：4月12日(日) 午前7時～午後8時 (※伊座利及び阿部投票所は、午前7時～午後6時)

場所：町内各投票所 (※入場券に記載しています)

### 開票(即日開票で行います)

日時：4月12日(日) 午後9時15分～

場所：日和佐公民館 3階大集会室

### 選挙権(県議会議員の基準日を基に)

住所要件「基準日(4月2日)にて3ヶ月が経過」

1月2日以前に、美波町へ転入した方。

(同一都道府県内の他の市町村に住所を移したときは、その回数が1回に限り、選挙権を有します。)

年齢要件「20歳以上」

平成7年4月13日以前に、生まれた方。

(注) 上記は、あくまで原則です。個々具体的な事例の疑義については、選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 入場券

投票所入場券は、郵送により送付されます。(※今回から葉書タイプで個人毎に届きます。)

当日まで大切に保管してください。

もし、紛失してしまった場合は、投票日当日、投票所にて係員へ申し出てください。

## ① 土地（家屋）価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

役場税務課では、4月1日（水）から7月31日（金）まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

## ② 家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします。

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局で滅失登記をされますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎ 77 - 3615

## 美波町特別支援連携協議会について

美波町では、特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進のために特別支援連携協議会を設置しています。医療・保健・福祉・労働・心理・教育等のそれぞれの機関の委員や保護者委員が連携をもち、現在だけでなく就労や自立にむけた支援のあり方について話合います。

《特別支援連携》 協議会では次のようなことについて取り組みます。

平成26年度も、各関係機関が子どもたちへの切れ目のない自立へ向けての支援を行っていただけるように話し合いを持ちました。その中で、美波っ子ファイルの利用や各関係機関の取り組みについて情報交換しました。

### ①全体会

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援体制の推進や整備に関することについて研修を深めあったり話合います。（年2回程度）

### ②支援ケース会

必要に応じて開かれます。特別な支援が必要なお子さんについて、関係機関に相談することができ、支援に関する対応を考えたり、長期的な視点にたったの助言をもらったりすることができます。

### ③その他、目的達成に必要なこと

\*美波町特別支援連携協議会では、保護者委員を公募します。（2名程度）

美波町内在住の方で特別支援教育について関心のある方は、3月31日までに町教育委員会（☎ 77 - 3620）へご連絡ください。任期は1年（4月1日から3月31日）です。



# 4月からの国民健康保険税の特別徴収(年金控除)について

## 年金から国民健康保険税を天引きさせていただいている方

※平成27年度中に75歳になられる方、平成26年度の途中で65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成27年度は普通徴収(現金納付または口座振替)で国民健康保険税をお支払いいただくことになります。また、ご自身が国民健康保険に加入されていない世帯主(擬制世帯主)の方も普通徴収です。お支払い忘れにご注意ください。

### ●平成27年2月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き、2月の特別徴収額と同じ額を平成27年4月・6月・8月の年金から特別徴収(仮徴収)させていただきます。

### ●平成26年4月2日から10月1日までの間に65歳になられた世帯主の方 および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成27年4月の年金から特別徴収(仮徴収)が始まります。特別徴収の金額は、平成26年度の年税額から計算した金額になります。

#### <特別徴収の対象となる方>

- ①4月1日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方  
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。
- ②年額18万円以上の年金を受給している方(複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、1つの年金で18万円以上であること)。  
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

※平成26年10月2日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成27年6月から順次特別徴収の対象者となります。

4月から特別徴収の対象となる方には、4月の年金支給時まで、仮徴収期間(4・6・8月)の仮徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りします。

○4月・6月・8月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、7月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

# 国民健康保険の届出をお願いします！

**美波町の国民健康保険への加入・脱退・変更は、加入者ご自身に届出をしていただくこととなります。（お勤め先や他の市町村で手続きをするだけでは、美波町の国民健康保険への届出にはなりませんのでご注意ください）**

次のような場合には、印鑑と必要な書類等をご持参の上、14日以内に役場保健福祉課または由岐支所まで届出をお願いします。

加入の届出が遅れた場合はさかのぼって国民健康保険税が賦課されますが、その間の給付は受けられません。

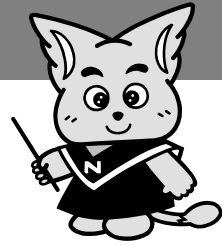
**※脱退・変更の場合、70歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」もいっしょにご持参ください。**

こ の よ う な と き		必 要 な 書 類 等
国民健康保険に 加入するとき	他の市町村から転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>※先に住民生活課または由岐支所で転入の手続きをしてください</li> <li>その後、国保担当で加入手続きをお願いします</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	職場の健康保険をやめたとき・ 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険資格喪失証明書や離職票など（健康保険をやめた日付が確認できる書類）</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・病院から交付された領収・明細書など</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護廃止（停止）決定通知書</li> <li>・印鑑</li> </ul>
国民健康保険を 脱退するとき	他の市町村へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>※先に住民生活課または由岐支所で転出の手続きをしてください</li> <li>その後、国保担当で喪失手続きをお願いします</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	職場の健康保険に加入したとき・ 職場の健康保険の被扶養者になったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・加入した健康保険の保険証（脱退する方全員の分）</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・葬祭費の振込先口座番号</li> <li>・印鑑</li> </ul>
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき ※65歳未満の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・年金証書（裁定通知書）</li> <li>《年金加入期間が分かるもの》</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>※先に住民生活課または由岐支所で変更の手続きをしてください</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	世帯分離・世帯合併をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>※先に住民生活課または由岐支所で変更の手続きをしてください</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき・ 汚れて使えないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が確認できるもの（運転免許証など）</li> <li>・印鑑</li> </ul>
	修学のため、子どもが世帯を離れて 他の市町村に居住するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・在学証明書など</li> <li>・印鑑</li> </ul>

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614



# 国民年金だより



◆会社を退職された方へ

## 国民年金の手続きはお済みですか？

### 国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

#### ○手続きについて

お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

#### ○手続きに必要なもの

年金手帳

#### ○保険料額

国民年金の保険料(定額)は、月額15,250円(平成26年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。

### 保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

#### メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

#### メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

#### メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

#### ○手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送も可能です)。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万が一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください**。

#### ○手続きに必要なもの

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)

②年金手帳

③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

## 免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。
  - ・老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
  - ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

## 国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金平成26年度年金額 772,800円(満額)
    - ・20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。
    - ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
  - 障害基礎年金平成26年度年金額 966,000円(1級)  
772,800円(2級)
    - ・国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取れます。
  - 遺族基礎年金平成26年度年金額 995,200円(子が1人いる配偶者の場合)  
(基本額772,800円+子の加算額222,400円)
    - ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取れます。
    - ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳まで)です。
- (注)年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613 由岐支所 ☎ 78-2211

【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】 女性支援パートナーシップ事業

## 女性のための生き方なんでも相談

～ひとりで悩んでいませんか？ まずは相談してみませんか・・・？～

プロの女性カウンセラー(徳島市在住)による相談です

秘密は厳守いたします

相談日 毎週火曜日 午後1時から午後5時  
第2・第4金曜日 午後1時から午後4時  
(祝日・年末、年始は除きます)

場所 富岡町北通9番地 阿南市民会館2階  
男女共同参画室分室〈相談室〉  
☎ 0884-22-0361

♪相談時間は1回50分です 相談料は無料です

♪面接相談・電話相談とも予約が必要です

\*来月以降の相談日は「まちの相談カレンダー」でお確かめください



# 第7回 美波町スポーツ少年団駅伝大会

2月1日(日)、美波町スポーツ少年団駅伝大会が開催されました。海部郡内から男子の部9チーム、女子の部7チーム、オープンの部に7名が参加し、沿道からの声援を受けながら健脚を競いました。男子の部は美波S J - A、女子の部は由岐J V C - Aが優勝しました。

## 【男子の部】

優勝：美波S J - A  
準優勝：由岐少年野球部 - A  
第3位：日和佐バロンズ - A

## 【女子の部】

優勝：由岐J V C - A  
準優勝：日和佐ファイターズ - A  
第3位：牟岐J V C



男子の部“優勝”の美波S J - Aチーム



女子の部“優勝”の由岐J V C - Aチーム



## 【区間賞】男子の部

原 裕樹(1区)、鉄尾力丸(2区)…日和佐バロンズ - A  
寒川智有(3区)……………美波S J - A  
光井翔子(4区)……………美波S J - B  
新開宗司(5区)……………由岐少年野球部 - A

## 【区間賞】女子の部

新開スウ(1区)、森下愛夕(2区)、戎井那奈(5区)  
……………由岐J V C - A  
稲葉彩乃(3区)……………日和佐ファイターズ - A  
中田希望美(4区)……………牟岐J V C

## 平成27年度 美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。資格要件等

①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定しており、学業及び人物が優秀な者

②学資の支弁が困難と認められる者  
※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額(月額)

- ・ 大学等5万円以内
- ・ 高校 2万円以内

利子 無利子

返還期間

卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申請方法

申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申請期限 平成27年5月15日

お問い合わせ先  
美波町教育委員会 ☎ 77-3620

振り込め詐欺の被害に遭わないためのお願い  
息子を騙る内容の電話、未公開株の購入や投資話には、絶対に乗らないようにしてください。

宅配便で現金の送付を要求する手口が急増していますので、絶対に現金を宅配便で送らないようにしてください。

気になることがあれば、牟岐警察署までご相談ください。

お問い合わせ先  
牟岐警察署 ☎ 72-0110

## 技能検定試験のご案内

とき・ところ

平成27年6月から9月にかけて、実技試験と学科試験が県内各会場で実施されます。

職種

- 1・2級 園芸装飾等 28職種
- 単一等級 1職種
- 3級 園芸装飾 11職種

申込み

平成27年4月6日から17日に、徳島県職業能力開発協会にて受け付けます。

お問い合わせ先

徳島県職業能力開発協会  
☎ 088-663-2316



## 平成27年度 徳島県奨学生募集

経済的な理由で修学が困難な人に無利子で奨学金を貸与します。  
 申込期間 4月1日～5月22日  
 対象 高校生・高専生等  
 お問い合わせ先 県内の高校生・高専生等は在籍している学校へ、その他は徳島県教育委員会学校政策課(☎088-621-3132)へ、お問い合わせください。

## 平成27年度 JICA ボランティア募集

僕たちにできることは必ずある！  
 「JICAボランティア募集」  
 ①青年海外協力隊/日系社会青年ボランティア ②シニア海外ボランティア あなたがの技術・経験を開発途上国で生かしてみませんか？  
 現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。  
 時間 募集説明会 4月4日  
 (参加無料、申し込み不要、入退室自由)午後1時30分～午後5時(青年/シニア共に)  
 場所 TOPPIA(徳島県国際交流協会)  
 ※オススメ企画「初めての方のためのTOEIC330点講座」無料  
 時間 募集説明会 4月19日  
 (参加無料、申し込み不要、入退室自由)午後1時30分～

午後5時(青年/シニア共に)  
 場所 TOPPIA(徳島県国際交流協会)  
 ※オススメ企画 映画無料上映(タイトル未定) 説明会詳細は左記HPを参照  
 HP <http://www.jica.go.jp/shikoku/enterprise/volunteer/index.html>

対象 ①満20～39歳 ②満40～69歳(2015年5月11日現在) ※日本国籍を持つ人  
 申込 募集期間/4月1日～5月11日 消印有効  
 ※海外から応募する場合は、5月14日 必着 応募書類配布場所/JICA四国、県国際交流協会  
 お問い合わせ先 JICA四国(☎087-821-8824)、または美波町役場総務企画課国際交流担当(☎77-3611)

## ビジネススキルアップ講座

時間・場所  
 ▽4月22日(株)テレネット  
 ▽4月23日 県立二十一世紀館  
 (いずれも午前10時～午後6時、2日で1講座)  
 内容 コールセンターの基礎知識、ビジネスマナーなど  
 受講料・定員 無料・20人(申込先着順)  
 お問い合わせ先 徳島県企業支援課(☎088-621-2155)

お問い合わせ先 徳島県企業支援課(☎088-621-2155)



携帯電話から資料請求ができます。

スポーツ安全協会 検索  
 インターネットからも加入受付を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。

## いざというときしっかりサポート

傷害保険 賠償責任保険 突然死葬祭費用保険

# スポーツ安全保険



対象となる事故 団体活動中の事故 / 往復中の事故

保険期間 平成27年4月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時まで(申込受付は平成27年3月から)

加入区分・掛金・補償額 団体活動を行う5名以上の方々でご加入ください。加入区分は加入者ごとにご選択ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人あたり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども 中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円 対人・対物賠償 合算1事故500万円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特典：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円		
大人 高校生以上 65歳以上の 方も加入 できます。 65歳 以上	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け ※スポーツ活動を行う場合は対象となりません。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円 ⚠ 自動車事故によって賠償責任 を負った場合は、補償の対象 となりません。	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どもへのスポーツ活動の指導・審判 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない場合はA2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入れ替え、加入区分の変更はできません。※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

## 公益財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部

〒770-0939 徳島市かちどき橋一丁目41番地 TEL088-655-3660 電話受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く。)

保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、インターネットより受付けております。

【お問い合わせ先】 日和佐公民館(☎77-0028) 由岐公民館(☎78-0007)



# 教育委員会からのお知らせ

## 3月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成27年3月27日(金)  
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

# 徳島ヴォルティス ホーム試合日程表

試合会場 鳴門・大塚スポーツパーク  
ポカリスエットスタジアム

開催日	開始時間	対戦相手
3月8日(日)	14:00	愛媛FC
3月21日(祝)	14:00	FC岐阜

# 4月 まちの相談カレンダー

2日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
7日	火	人権相談 (13:00~15:00) 由岐老人福祉センター
8日	水	行政相談 (13:00~15:00) 由岐公民館
9日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
16日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
		介護相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
23日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
30日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

(受付日/月~金 8:30~17:00 土・日・祝祭日休)

連絡先/美波町社会福祉協議会 ☎77-0342  
由岐支所 ☎78-1792

# 町民文芸

## 由岐句会

下萌えの地に海光の惜しむなく  
ホットコーヒータ湯気も揺れる雪まつり  
草萌える翁のほほ笑み嬰の笑み  
草青む打つ測量の境界線  
寒風によるめきいたり磯鴉  
石臼に溜まる雨水や鷓鴣くる  
校庭に響くかけ声草萌ゆる  
地震きてどんとびつくり草萌える  
父の酒海鼠をあてに口はずむ  
谷水の光りつ弾け猫柳  
照り返す小春日和の墓白し  
眠る山震度五強がゆり起こす

中川 秀司  
坂東 かな  
住谷 喜舟  
米山 玉子  
由岐 亮子  
戎谷 久代  
戎谷 利公  
松内 きぬ  
松内 澄魚  
森 浄子  
下町 昭  
森本富美子

## 木岐句会

葱白く洗いあげたる寒さかな  
咲き初めし紅梅固し朝の風  
たそがれてぐつと冷え込む寒さかな

三谷 静枝  
海部夫志子  
湊 とおる

## 日和佐短歌会

ドーナツの形に眠る犬がいて冬日ほっこりと時に伸びをす  
あるじ逝きともる明りが一つ消え闇たち込める峡の侘しさ  
寒さにも負けず膨らむ梅の花春は真近に夢ふくらみて  
雪国を逃がれ来しと徒歩遍路四国にもある寒さを言えり

## 投稿(短歌)

手術後の記憶あやふや眠るとは目覚めることをたてまえとする

福井 郁子  
栗林 和子  
小延 恭弘  
本庄たえ子

下町 昭



## 日和佐句会

休耕田どんど火天を焦がしけり  
筆初めまず健康と書きにけり  
寄せ墓に滲む入日や梅つぼむ  
授かりし余生悔いなし寒暄

左義長の伝統行事雨に延び  
地の揺れに大地震の報梅の庭  
噛み合わぬ話もよけれ日向ぼこ  
さきがけて鶯餅の並びけり  
骨董の壺に一輪寒椿  
山茶花の花びら散らし小鳥去る  
美しい鶯の声待ちかねる  
海境瑠璃濃く引きし春立つ日

橋本たかき  
本庄 潮乃  
白河 輝女  
福井 咲希  
澤田 信子  
張野 浩子  
森 公子  
岡本 真砂

## 時雨庵俳句会

朝東風や柵田の鳩の足赤し  
風止みて凍てる浦里月丸し

勝瑞 高春  
名田みや女

町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。原稿は前月の20日前後までに提出してください。

## 図書館カレンダー

3月の予定

休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月の予定

休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

- 『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで  
土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで
- 『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

# 図書館だより

No.108  
2015年3月号

## 特集 さくらの本

絵本、写真集、実用書、小説、桜に関連するいろいろな本を入口近くに展示しています。貸出もできますのでぜひご覧ください。



### 新着本

- ブラックオアホワイト
- 死んでたまるか
- 刑事群像
- 千日のマリア
- あまねく神竜住まう国
- 火星に住むつもりかい?
- リバーズ
- 夢をまことに
- をちこちさんとわたし
- 透明カメレオン
- 嗤う淑女
- 今日も一日きみを見てた
- サーカスの夜に
- 奴隷小説
- 精鋭
- 小説創業社長死す
- アゲイン
- 西の善き魔女 8
- 今日
- 老いの冒険

浅田次郎  
伊東潤  
香納諒一  
小池真理子  
荻原規子  
伊坂幸太郎  
相場英雄  
山本兼一  
小島水青  
道尾秀介  
中山七里  
角田光代  
小川糸  
桐野夏生  
今野敏  
高杉良  
重松清  
荻原規子  
伊藤比呂美 訳  
曾野綾子  
等など

### 児童本

- 翼を持つ少女 山本弘
- 10代に贈りたい心の名短歌 田中章義
- 声優さんになりたいっ! 81プロデュース
- オクサ・ポロック 5 アンヌ・プリショタ
- 鈴狐騒動変化城 田中哲弥
- レモンをお金にかえる法 ルイズ・アームストロング
- 被災犬「じゃがいも」の挑戦 山口常夫
- あなぐまアパート あんびるやすこ
- たくさんのたくさんのひつじ のはなはるか
- 開運えほん かんべあやこ
- なんのじゅうたい? オムラトモコ
- 仙人のおしえ おざわとしお 再話

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733





美波町HP  
QRコード

## 人口と世帯

		前月比
人口	7,458人	( - 13 )
男	3,464人	( - 1 )
女	3,994人	( - 12 )
世帯数	3,452世帯	( - 10 )

(平成27年2月28日現在)

平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

出生

婚姻

人口動態

社協  
だより



死亡

## 美波町の企業紹介

「広報みなみ」では、町内の企業を紹介しています。内容は企業から提出いただいた原稿を基に掲載しています。掲載を希望する企業は、役場総務企画課 広報係 (☎77-3611) までご連絡ください。

### ■ テレコメディア 美波町ふるさとコールセンター ■

- 2年前に開設した美波町ふるさとコールセンターは、地域の皆さまに支えられ南部県民局にて運営を行っております。当初は初めての仕事に戸惑っていたスタッフも、今では元気な声や丁寧な対応を褒められるなど、一人一人が成長を実感しています。
- この2月にセンターをさらに拡大。座席数が30席から50席へと増えました。それに伴い増員募集も予定しています。私たちの歩みはまだ始まったばかりです。美波町を出られた方が、テレコメディアがあるから帰って来る、というUターン現象が起きた時にこそ、支えてくれている地域の皆さまからいただいたご恩の、何分の一かをお返しできると考えています。そんな日がくるよう、これからも一歩一歩を堅実に歩んで参ります。

#### 美波町ふるさとコールセンタースタッフの声

##### ①充実した研修システム

美波町センターでの研修だけでなく、東京本社とカメラで繋がる「観る聴くセンター」からのアドバイスも魅力。地元にながら成長を実感できるのが嬉しい！

##### ②月に一度の特別な昼休み

徳島センター「希望食堂」から月に1度、手作りのお弁当が届きます。温かくて美味しいお弁当を仲間といただく。仕事だけでなく、お昼休みも温かい職場です！

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内弁才天17-1  
お問合せはフリーダイヤル:0120-270-270 (9-18時)

TELECOMEDIA



写真:コールセンターフロア